

技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第33号

技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能職員の給与に関する規則（昭和32年香川県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前					
別表第3（第4条、第5条関係） 級別資格基準表					別表第3（第4条、第5条関係） 級別資格基準表					
学歴免許等	職 務 の 級				職 種	学歴免許等	職 務 の 級			
	1級	2級	3級	4級			1級	2級	3級	4級
高校卒		<u>6</u>	別に定める	別に定める	技能職員 (I)	高校卒		<u>6</u>	別に定める	別に定める
	<u>0</u>	<u>6</u>					<u>0</u>	<u>6</u>		
中学卒		<u>9</u>	別に定める	別に定める	技能職員 (II)	高校卒		<u>6</u>	別に定める	別に定める
	<u>0</u>	<u>9</u>					<u>0</u>	<u>6</u>		
						中学卒		<u>9</u>	別に定める	別に定める
							<u>0</u>	<u>9</u>		

備考

1 職種欄の各区分は、その区分に応じて次の各号に掲げる者に適用する。

(1) 技能職員(I)

自動車運転士、行政技術員、ボイラー技士、船舶士（船舶業務に従事する者のうち、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に規定する海技士若しくは小型船舶操縦士の免許、クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）に規定するクレーン・デリック運転士免許又はボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）に規定するボイラー技士免許若しくはボイラー溶接士免許を有するものをいう。）、営繕技士（電気工事士法（昭和35年法律第139号）に規定する電気工事士免状を有する者をいう。）及び庁舎管理技士（ボイラー及び圧力容器安全規則に規定するボイラー技士免許若しくは電気工事士法に規定する電気工事士免状を有

する者又は職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）に規定するビル設備管理に関する技能検定に合格した者をいう。）

(2) 技能職員(II)

通信手、造園技能員、木工指導員、船舶員、営繕技能員、調理師、事務員、守衛、現場管理員、道路管理員、農場管理員、林業管理員、畜産管理員、公園管理員、遞送員及び庁務員

- 2 技能職員(I)に掲げる者でその者の有する学歴免許等の資格が職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年香川県人事委員会規則第10号。次表において「規則」という。）別表第15学歴免許等資格区分表の「高校卒」の区分に達しないものに対するこの表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、その者の学歴免許等の資格にかかわらず、「高校卒」の区分によるものとする。
- 3 技能職員(I)に掲げる者にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、免許等の資格を取得した時以後のものとする。ただし、知事が別段の定めをした場合はその定めるところによる。

別表第4（第6条関係）

初任給基準表

学歴免許等	初任給
高校卒	1級13号給
中学卒	1級5号給

備考

- 1 新たに職員となった者の号給を決定する場合には、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年香川県人事委員会規則第10号。以下「規則」という。）第11条、第12条、第14条、第16条及び第17条の規定を準用する。
- 2 前項において準用する規則第14条第1項中「その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第4号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては同号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる

別表第4（第6条関係）

初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
技能職員(I)	高校卒	1級17号給
技能職員(II)	高校卒	1級9号給
	中学卒	1級1号給

備考

- 1 職種欄の各区分については、別表第3の級別資格基準表の備考第1項に定めるところによる。
- 2 新たに職員となった者の号給を決定する場合には、規則第11条、第12条、第14条、第16条及び第17条の規定を準用する。
- 3 前項において準用する規則第14条第1項中「その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第4号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては同号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる

職務であって人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、18月」とあるのは、学歴免許等欄の「高校卒」の区分の適用を受ける職員の場合においては「その者の経験年数のうち9年を超える経験年数の月数については18月」と、学歴免許等欄の「中学卒」の区分の適用を受ける職員の場合においては「その者の経験年数のうち12年を超える経験年数の月数については、18月」と読み替えるものとする。

職務であって人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、18月」とあるのは、職種欄の「技能職員(I)」の区分の適用を受ける職員の場合においては「その者の経験年数のうち、5年を超え10年までの経験年数の月数については15月、10年を超える経験年数の月数については18月」と、職種欄の「技能職員(II)」の区分の適用を受ける職員のうち、学歴免許等欄の「高校卒」の区分の適用を受ける職員の場合においては「その者の経験年数のうち9年を超える経験年数の月数については18月」と、学歴免許等欄の「中学卒」の区分の適用を受ける職員の場合においては「その者の経験年数のうち12年を超える経験年数の月数については、18月」と読み替えるものとする。

4 別表第3の級別資格基準表の備考第2項に規定する職員に対する学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については同項の規定を、同表の備考第3項に規定する職員に対し第2項において準用する規則第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については同表の備考第3項の規定を準用する。

5 職種欄の「技能職員(I)」の区分の適用を受ける職員の初任給の号給が職種欄の「技能職員(II)」の区分の適用を受ける職員の基準により算定した初任給の号給に達しない場合には、職種欄の「技能職員(II)」の区分の適用を受ける職員の基準により算定した号給をその職員の初任給の号給とする。

#### 附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。